令和８年１０月発行

令和９年度
保育施設入所のしおり

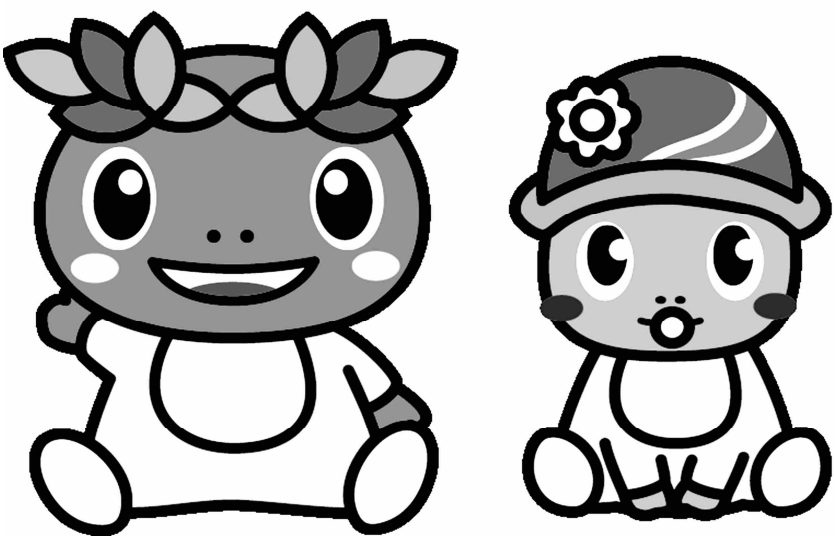

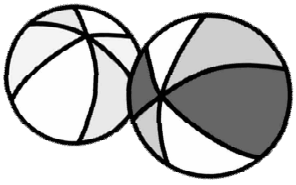

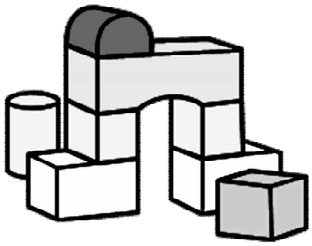

あきる野市　こども家庭部　保育課保育係（あきる野市役所本庁舎２階）

〒197-0814　あきる野市二宮３５０番地

電話　042-558-1111　内線　2651・2652
FAX　042-558-1117

あきる野市ホームページ
http://www.city.akiruno.tokyo.jp/

あきる野市子育て応援サイト　るのキッズ
http://www.city.akiruno.tokyo.jp/kosodate/



保育施設の種類 P1

1　保育所
2　小規模保育施設
3　認定こども園
4　幼稚園

保育所 小規模保育施設 認定こども園(保育) の入所を希望する場合　P２～１９

1　保育施設の見学から入所までの流れ
2　認定
3　入所の申込み（手続編）
4　入所の申込み（必要書類編）
5　利用調整
6　入所決定後
7　利用者負担額（保育料･給食費）
保育所一覧、小規模保育施設一覧、認定こども園（保育）施設一覧

認定こども園(教育) 幼稚園 の入所を希望する場合　P２０～２５

1　保育施設の見学から入所までの流れ
2　認定
3　預かり保育
4　給食費の免除及び軽減
5　入所の申込み（手続編）
認定こども園（教育）施設一覧、幼稚園一覧

その他利用できるサービス　P２６～２９

1　認可外保育施設
2　こども誰でも通園制度
3　乳幼児一時預かり
4　休日保育
5　子どもショートステイ
6　ファミリー・サポート・センター
7　病児・病後児保育室

よくある質問　P３０～３２

その他資料　P３３～３７

保育施設の種類



年齢や**「保育を必要とする要件」の有無**で、ご利用いただける施設が異なります。家庭の状況に合わせて、利用施設をご検討ください。

施設区分	保育を必要とする認定の要件	対象クラス	しおり参照ページ
1　保育所	あり	0～5歳児	P2～P17
2　小規模保育施設	あり	0～2歳児	P2～P16、P18
3　認定こども園	あり	0～5歳児	P2～P16、P19
	なし	満3歳～5歳児	P20～P24
4　幼稚園	なし	満3歳～5歳児	P20～P23、P25

※　**「保育を必要とする要件」とは、就労等により児童を家庭で保育することができない事由**です。
※　対象クラスは、4月1日時点の児童の年齢で決定します。
※　満3歳クラスは、児童が3歳になった誕生月の翌月からご利用いただけます。

1　保育所

保育を必要とする児童に対して、家庭で保育することができない保護者に代わって保育を行う施設です。あきる野市が運営する公立保育所は2か所、社会福祉法人が運営する私立保育所は12か所（分園を含む）あります。

2　小規模保育施設

保育を必要とする児童に対して、家庭で保育することができない保護者に代わって保育を行う施設です。0～2歳までのお子様を対象に、小人数（定員6～19人）で家庭に近い雰囲気できめ細やかな保育を行います。あきる野市には5か所あります。

※　2歳児クラスを卒園後、連携施設に入所いただくか、改めて他の施設に入所申請をしていただく必要があります。（P15参照）

3　認定こども園

保育所と幼稚園の機能や特徴を併せ持った施設で、教育と保育を一体的に受けることができます。「保育を必要とする要件」の有無により、申請方法やご利用いただける年齢、時間が異なります。あきる野市には5か所あります。

4　幼稚園

幼児期の子どもに対して集団生活の中で教育を行う施設です。「保育を必要とする認定の要件」が無い場合もご利用いただくことができます。あきる野市には新制度幼稚園1か所、未移行幼稚園1か所あります。

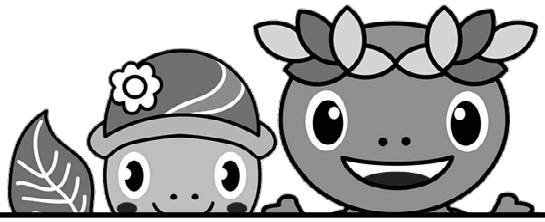

１．保育所　２．小規模保育施設　３．認定こども園（保育）の入所を希望する場合

～ 対　象　施　設 ～

１．保育所 （公立施設2施設　私立施設12施設）

屋城保育園（公立）
神明保育園（公立）
東秋留保育園
西秋留保育園
草花保育園
よつぎ第一保育園
よつぎ第二保育園
秋川あすなろ保育園
誠和保育園
増戸保育園
五日市保育園
光明第六保育園
あきる野こどもの家
あきる野こどもの家 DUE

２．小規模保育施設 （5施設）

家庭保育室ひまわり
たまがわベビーハウス
よつぎっ子えん西
よつぎっ子えん東
秋川文化保育園

３．認定こども園 （5施設）

ほうりんじ幼稚園
多摩川幼稚園
くさばな幼稚園
すもも木幼稚園
わかばこどもえん五日市

※施設によって受入年齢が異なります。Ｐ１７～Ｐ１９の一覧表で確認してください。



1 保育施設の見学から入所までの流れ

① 保育施設の見学

入所を希望する保育施設には、お子様同伴で必ず見学に行ってください。

（見学の日時は、事前に保護者が保育施設に電話でご相談ください。）

※病気や障がいなど特別な配慮が必要な場合や、食物アレルギーの対応が必要な場合（何のアレルギーなのか、除去を必要とするのかなど）は、保育施設での対応状況が異なりますので、見学の際に必ず確認してください。安全な保育を行うための対応が必要となります。

※事前に相談がない場合や、事実と異なることが発覚した場合は、入所をお断りすることがあります。

② 保育施設の申込み

申込締切日までに必要書類を用意して、受付窓口にお申込みください。入所希望月によって申込締切日が異なります。**住民登録のある市区町村が受付窓口**ですので、市外にお住まいの方は、あきる野市の申込締切日を伝えて余裕をもってお申込みください。**ただし、入所希望月より前に転入予定の方は、直接あきる野市へお申込みください。**

③ 利用調整

毎月16日頃に、入所の利用調整会議を行います。市が定める「利用調整基準表」に基づき保護者の状況を点数化し、保育施設の受入可能状況に合わせて利用調整を行います。

④ 入所が決まった場合（内定）

利用調整会議から2日前後に、保育課から直接電話連絡をします。（4月の利用調整結果は通知書でお知らせします。）ご案内した保育施設をやむを得ず辞退した場合、翌月以降年度内は、希望園に再度追加することができません。なお、決まった施設を辞退する場合は辞退届の提出をお願いします。（辞退された場合は「施設利用保留通知書」は発行されません。）

⑤ 園と面談

内定した保育施設に保護者が直接電話で、面談の日時を相談してください。

※面談は、必ずお子様同伴でお願いします。同伴されない場合には、入所をお断りする場合があります。

⑥ 入所決定

面談終了後に保育課から、「施設利用承諾通知書」を郵送します。

⑦ 利用開始

入所月１日（日・祝日の場合は翌日）から、お子様の状況に応じて保育時間を徐々に延ばし、1～2週間程度の慣らし保育を実施します。慣らし保育終了後、保育認定時間に合わせて登園してください。

※保育認定時間を超えた場合は、延長料金が別途かかりますので、詳しくは、各保育施設へお問合わせください。（P17～P19参照）

入所が決まらなかった場合（保留）

入所が決まらなかった場合

利用調整会議から5日前後に、「施設利用保留通知書」を郵送します。原則、翌月以降は、入所が内定しない限り通知はいたしません。毎月保留通知書の送付を希望される方は、手続が必要です。

※翌月以降、取下げ届の提出がない限り、年度内（3月入所分まで）は自動的に毎月の利用調整会議で審査します。
次年度4月以降も入所を希望される方は、改めて申込書を提出してください。

※希望施設の変更や取下げ、申請内容に変更がある場合は、締切日までに保育課窓口で変更の手続をしてください。



2 認定

1 認定区分について （2・3号認定）

「保育所」「小規模保育施設」「認定こども園（保育）」の保育を利用するお子様については、**教育・保育給付認定申請書の提出が必要です**。市は保護者からの申請内容を審査し、認定区分を決定します。本認定は、認定申請により、入所の可否とは別に自動的に発行されます。

※ **「保育を必要とする要件がない方」は保育施設に申込み・入所することができません。**

※ 3号認定で入所されているお子様は、満3歳で、自動的に2号認定に切り替わりますので、改めて申請していただく必要はありません。

認定区分	教育 保育	対象年齢 令和9年4月1日現在の年齢	利用できる時間	利用できる 保育施設	申請窓口
3号認定	保育	0－2歳	保育短時間 保育標準時間	保育所 小規模保育施設 認定こども園	市役所2階 保育課
2号認定	保育	満3－5歳	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園	市役所2階 保育課

2 保育を必要とする「要件」（2・3号）

保育施設に入所するには、**父母それぞれ**に「保育を必要とする要件」が必要になります。

要件	入所できる期間
就労	週3日以上かつ1日4時間以上(最低基準)で、継続的に労働している期間 （申請時、育児休業期間中の方は復帰が条件となります。）
妊娠・出産	出産予定月の前後2か月を含む、合計5か月間の期間限定 **（以降、継続することはできません。）**
疾病・負傷	入院又は療養を要さなくなった月の末日まで
障がい	各種障がい者手帳の有効期限まで
介護・看護	介護、看護又は長期入院を要さなくなった月の末日まで
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている期間内
求職活動	入所月を含む3か月間
就学	職業訓練校・大学・専門学校の修了予定月又は卒業まで （授業形態は対面、オンラインを問いませんが、 通信教育、カルチャーセンターなどの学習は対象外です。）
その他	虐待、DVなど

３「保育標準時間」と「保育短時間」

教育・保育給付認定は、保育を必要とする要件に応じて**「保育標準時間」と「保育短時間」に区分され**、保育施設を利用できる時間が異なります。その時間を超えた場合は、延長保育となりますので**延長料金（預かり保育料）を保育施設にお支払いいただきます。**

※　延長料金は、保育施設によって異なるため、直接お問い合わせください。

保育時間の区分	保育利用時間	保育を必要とする要件
保育標準時間 **（各園の通常開所時間）**	最長 11 時間	＊週 30(月 120)時間**以上**の就労（内定を含む。）、就学又は介護・看護 ＊妊娠・出産、病気又は障がい ＊災害復旧 ＊虐待・DV
保育短時間 **（8:30～16:30）**	最長8時間	＊週 30(月 120)時間**未満**の就労（内定を含む。）、就学又は介護・看護 ＊妊娠・出産、病気又は障がい ＊求職中 ＊育児休業中（在園児）

※　保育標準時間で認定された方は、施設により利用できる時間が異なります。

※　上記の就労等の時間（週 30（月 120）時間）はあくまで目安ですので、通勤時間や保育料等の理由で保育時間を変更されたい方は、保育課にご相談ください。

※　妊娠・出産、病気、障がいの要件の方は保育時間が選択可能ですので、保育課にご相談ください。

教育・保育給付認定決定通知書と支給認定証は、保育施設の利用を申し込んだ人に自動的に発行されるよ。認定の種類によって、保育施設に通える期間や時間が違うから、自分がどんな認定になるのか確認してね。
もし、両親のどちらかでも「保育を必要とする要件」に該当しない人は、教育・保育給付認定決定通知書と支給認定証が発行されないので、保育施設に申し込むことができないんだ。
自分の要件がわからない人は保育課に相談してね！



3 入所の申込み （手続編）



1 対象者

「保育を必要とする要件」がある方で、あきる野市に住民登録がある方又はあきる野市に転入予定がある方は、**生後57日目を迎えた月の翌月１日入所**からお申込みできます。

※ **市外の保育施設を利用したい方や市外に住民登録がある方は、P7～P8をご覧ください。**

※ 入所は毎月1日です。月途中からの入所はできません。

2 申込書の配付場所

① あきる野市役所 2階保育課 ② 五日市出張所市民総合窓口係 ③ あきる野市ホームページ
④ トラストルピア2階 子育て支援総合窓口 ⑤ 市内の保育所・小規模保育施設・認定こども園

3 申込書の提出場所

① あきる野市役所 2階保育課窓口 ② 五日市出張所市民総合窓口係（受付のみ）

※ 転入予定等やむを得ない方以外の郵送での提出は受け付けていません。（締切日必着です）

4 申込みの期間

令和9年4月入所 （1次選考）

【受付日時】 令和8年10月26日（月）～令和8年11月20日（金） 午前8時30分～午後5時15分

【夜間受付】 上記期間中の夜間開庁（水曜日、午後5時15分～午後8時）で、当日の午後5時15分までにご連絡をいただいた方に限り、受け付けます。来庁予定時間をお知らせください。なお、夜間受付はあきる野市役所2階保育課窓口のみとなります。

※ **市外在住の方があきる野市内の保育所を申し込む場合は、2次選考から対象となります。**
ただし、次のいずれかに該当する場合は、1次選考から対象となります。
・あきる野市に転入予定の方
・保護者のいずれかが保育士、保育教諭、幼稚園教諭又は放課後児童支援員として、市内の児童福祉施設等で就労している、又は就労する予定である方

※ 令和9年4月1日入所は、令和9年2月3日出生児までが対象となります。出生前の申請は、母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日記載のページ）が必要になります。入所決定していても出生日が2月4日以降となった場合は、4月の入所は取消しとなり、5月以降で利用調整の対象となります。

令和9年4月入所 （2次選考）

【受付日時】 令和8年11月24日（火）～令和9年1月29日（金） 午前8時30分～午後5時15分

※ 1次の利用調整の結果、定員に満たなかった施設は2次募集を行います。

※ 1次の利用調整の結果、入所できなかった児童は自動的に2次選考に進みます。

※ 2次選考の受入可能数については、令和9年1月中旬頃にあきる野市ホームページに掲載します。

令和9年4月入所 （欠員補充）

【受付日時】 令和9年2月1日（月）～令和9年2月26日（金） 午前8時30分～午後5時15分

※ 2次募集の利用調整会議後、内定辞退等により急遽園に空きが出た場合にのみ欠員補充を行います。

令和9年5月以降の入所　午前8時30分～午後5時15分

入所希望月	締切日	入所希望月	締切日
5月1日　入所	4 月 15 日（木）	11月1日　入所	10 月 15 日（金）
6月1日　入所	5 月 17 日（月）	12月1日　入所	11 月 15 日（月）
7月1日　入所	6 月 15 日（火）	1月1日　入所	12 月 15 日（水）
8月1日　入所	7 月 15 日（木）	2月1日　入所	1 月 17 日（月）
9月1日　入所	8 月 16 日（月）	3月1日　入所	2 月 15 日（火）
10月1日　入所	9 月 15 日（水）		

※　一度お申込みいただくと、年度内（3月入所分まで）は自動的に毎月の利用調整会議で審査しますので、毎月お申込みいただく必要はありません。

※　令和10年度分の申請は、改めてお申し込みいただく必要があります。

5　市外の保育施設を利用したい場合

① **利用したい保育施設がある市区町村の保育担当部署に、申込みできる条件、申込締切日、必要書類など、詳細について必ず確認してください。市区町村によって異なります。**

② **希望する市区町村の申込締切日の7開庁日（土・日・祝日を除く。）前までに、あきる野市保育課**へお申込みください。あきる野市から希望する市区町村に申込書を郵送します。

6　転出予定で市外の保育施設を利用したい場合

① **転出先の保育担当部署に、申込締切日、必要書類など、詳細を必ず確認してください。**

② **転出先の保育担当部署に直接お申し込みください**。

③ 次に該当する方は、転出手続の際、あきる野市保育課で手続を行ってください。
- 市内の保育施設の利用又は申込みをしている方
- 在勤等の要件で市外の保育施設の利用又は申込みをしている方

④ 転入手続の際は、入所の可否にかかわらず、転出先の担当部署で所定の手続を行ってください。

7　あきる野市に転入予定で、あきる野市内の保育施設を利用したい場合

① **あきる野市保育課へ直接**お申込みください。（申請するお子様の生年月日の確認書類を持参）

※　郵送での申請も可能です。（締切日必着）ただし、事前にあきる野市保育課までご連絡ください。

② お申込みの際、賃貸契約書、新居の売買契約書、工事の請負書の写しなどを添付してください。申込時点で契約等ができない場合は保育課にご相談ください。（書類の写しは、**氏名**、**住所**の他に**契約期間の始期**や**住居の引き渡し時期**が記載されているページが必要です。）

※　令和9年4月入所の申請時のみ、申込時点で契約等ができない場合に原則として利用を希望する全施設を見学したうえで、「転入に関する申立書」で代用ができます。ただし、令和9年3月15日までには上記書類の写しをご提出いただく必要があります（同日までに転入手続をされた場合は不要です。）。

③ 祖父母の家等で同居の場合は「同居に関する申立書」と「転入に関する申立書」を提出してください。

④ 転入手続の際、入所の可否にかかわらずあきる野市保育課で所定の手続を行ってください。

注意！！

入所月の1日に転入の確認ができなかった場合は入所取消しになりますので、必ず入所月の前月末までにあきる野市で転入手続を行ってください。

8　市外在住で、あきる野市内の保育施設を利用したい場合（転入予定なし）

あきる野市内の保育施設にお申込みできる要件は、①～③のいずれかです。**住民登録のある市区町村の保育担当部署へあきる野市の申込締切日をお伝えの上、余裕をもって**お申込みください。

なお、4歳児クラス又は5歳児クラスの場合は、①～③の要件は必要ありません。

① 保護者があきる野市内に在勤（週3日以上かつ1日4時間以上の勤務）又は在学しているとき。
② 保護者が合理的な経路により、あきる野市内を経由して通勤又は通学しているとき。
（合理的な経路とは、保育施設に寄らずに、自宅から職場又は学校まで通う経路です。）
③ あきる野市内に里帰り出産するとき。（出産予定月の前後2か月を含む合計5か月間の期間限定となりますが、詳細は住民登録のある市区町村の保育担当部署で確認してください。）

注意！！

4月入所の申込みは、市民の方が優先になるため、市外在住の方は2次選考から対象になります。ただし、保護者のいずれかが保育士、保育教諭、幼稚園教諭又は放課後児童支援員として市内の児童福祉施設等で就労している、又は就労する予定の方は、1次選考から対象となります。

9　医療的ケア等特別な配慮が必要なお子様が保育施設を利用したい場合

障がいがあるお子様など特別な配慮が必要なお子様の入所については、お早めに保育課へご相談ください。

医療的ケアが必要なお子様の受入は、原則4月入所のみとなります。入所申請前に所定の手続きが必要ですので、前年8月頃までにご相談ください。また、市外在住の方は居住自治体へご相談ください。

※ 保育所等における医療的ケアとは、日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医療行為であり、病気の治療のための医療行為や風邪等に伴う一時的な服薬等は含みません。

（例） 喀痰吸引　経管栄養　導尿　血糖値測定　インスリン注射　酸素療法

10　食物アレルギーをお持ちのお子様が保育施設を利用したい場合

食物アレルギーの対応は、保育施設での対応状況が異なりますので、必ず申請前に施設見学を行い、お子様のアレルギーの対応が可能かご確認ください。安全な保育を行うための対応が必要となります。

注意！！

事前に施設に相談がない場合は、入所をお断りする事があります。

11　育児休業期間の延長を許容できる場合

保育所の利用が保留となった際に育児休業期間の延長を許容できる場合は、お申込み時に「育児休業期間の延長に関する同意書」を添付してください。利用調整基準表（P12～P13参照）に基づき、保護者（父母）の合計点数を60点として利用調整を行います。

① 保育所等の利用が一律に保留となるものではないため、内定となる可能性もあります。
② 仮に勤務先の育児休業期間が延長できたとしても、保護者様が延長を許容できない場合は、ご提出いただく必要はありません。

※ 育児休業給付金の延長に関するお問合せについて、あきる野市ではお答えすることができません。勤務先の担当者又はハローワークにお問合せください。
※ 育児休業給付金の延長手続きには、保育所等の利用申込みを行った時の申込書の写しが必要とされています。あきる野市保育課へ提出する前に、ご自身で写しをお取りください。



4 入所の申込み （必要書類編）

1 申込書類

申請は次の①～③の書類をご用意いただき、ご提出ください。

① 申込書 一式

■以下の書類を**全てご提出ください。**

（1） 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書
（2） 児童状況調査書
（3） 食物アレルギー調査書

※ 上記の書類は、児童数分必要です。
きょうだいで同時に申請される際は2部ご用意ください。（写し不可）

② 「保育を必要とする要件」 を証明する書類

■保護者様の要件に該当する書類をご提出ください。
（**お父様、お母様のそれぞれの書類が必要になります**。）

※ ひとり親世帯の方は一人分の書類をご提出ください。
※ 離婚の協議済、調停中、裁判中の方は、一人分の書類で問題ありませんが
別途 「離婚の調停調書」や「公正証書」等の離婚を証明できる書類をご提出ください。
※ 本書類は、児童数分必要ですが、きょうだいで同時に申請される際は、写しの提出で構いません。
（必ず原本はご提出ください。）
※ 自営業（個人事業主）の方は、ご自身で「就労証明書」を記入していただきますが、
虚偽の記載が判明した時は、刑法上の罪に問われる場合があります。

③ 該当者が必要な書類

■「保育園申請必要書類確認シート」を確認いただき、**該当する項目の全ての書類をご提出ください**。

※ 書類が不足すると利用調整点が大幅に減点されることもあるのでご注意ください。

「就労証明書」や「診断書」は勤務先やお医者さんに作成してもらわないといけないから、提出締切日に間に合うように依頼してね。
だけど、証明日から３か月以上経過したものは受付できないから、注意してね。
世帯状況ごとに必要な書類が違うから、次のページの**「保育園申請必要書類　確認シート」で確認してみてね**！



保育施設申請必要書類　確認シート

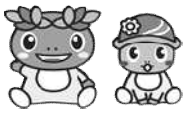

■ 申請時に必要書類が不足している場合、ご申請いただけないことがあります。

■ 申請時に必要書類をご用意できない方は、保育課保育係までご相談ください。(042-558-1111)

■ 申請時にあきる野市外に住民登録されている方は、住民登録のある自治体に申請してください。ただし、転入予定の方はあきる野市へ直接申請してください。
申請書類の様式は、基本的に利用したい施設のある自治体の様式をご利用ください。

■ 保護者以外の方が代理で申請される場合、**委任状**をご用意ください。(様式はあきる野市ホームページに掲載しています)

区分	要件等	提出書類	チェック
① 申請書一式(必須) ※全ての書類をご提出ください。		教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書	□
		児童状況調査書	□
		食物アレルギー調査書	□
② 保育を必要とする「要件」を証明する書類 (必須) ※保護者それぞれの要件に該当する書類をご提出ください。	就労	就労証明書(証明日から3か月間有効)	□
	求職	求職活動に関する申立書	□
	妊娠・出産	母子健康手帳のコピー(表紙及び分娩予定日欄)	□
	疾病・負傷	診断書(証明日から3か月間有効)	□
	介護	介護状況申告書	□
		スケジュール表	□
		要介護認定証のコピー(身体障害者手帳の写しでも可)	□
	看護	診断書	□
		スケジュール表	□
	障害	愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかのコピー	□
	就学	在学証明書又は学生証のコピー	□
		時間割表のコピー	□
	災害復旧	り災証明書	□
	その他(虐待・DV等)	保育課保育係までご相談ください。	ー
	不存在	ー	ー
③ 該当者が必要な書類 ※該当項目の必要書類を全てご提出ください。	65歳未満の同居の祖父母がいる	祖父母の要件を証明する書類 (就労証明書、診断書等)	□
	20歳以上65歳未満の同居の親族(祖父母を除く)がいる	同居の親族の要件を証明する書類 (就労証明書、診断書等)	□
	同居人がいる(事実婚を含む)	同居人の要件を証明する書類 (就労証明書、診断書等)	□
	申請時点であきる野市外に住民票があり、転入予定である	転入を証明できる書類 (賃貸契約書、売買契約書、同居に関する申立書等)	□
		申請するお子様の生年月日の確認できる書類	□
	申請時点であきる野市外に住民票があり、非課税世帯である	非課税証明書のコピー	□
	申請時点であきる野市外に住民票があり、生活保護世帯である	生活保護受給証明書のコピー	□
	保護者が保育士、保育教諭、幼稚園教諭又は放課後児童支援員として就労している場合	保育士資格証　又は　幼稚園教諭免許状のコピー	□
	離婚調停中、離婚協議済、離婚協議中である	離婚の調停調書や公正証書等の離婚調停中又は離婚協議済であることを証明できる書類	□
	保護者の双方が障害である ※双方の書類をご提出ください。	愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかのコピー	□
	同一世帯に障害を持つ方がいる (入所を希望しているお子様を含む)	愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかのコピー	□
	里親として、入所を希望するお子様の養育を受託している	里親委託(措置)決定通知書のコピー	□
	4月1日の入所申請(11月頃)の際に、申込みをする児童が胎児である	母子健康手帳のコピー(表紙及び分娩予定日覧)	□
	保育所の利用が保留となった際に育児休業期間の延長を許容できる	育児休業期間の延長に関する同意書	□

5 利用調整



1 利用調整・決定

あきる野市で定める「利用調整基準表」に基づき、保護者（父母）それぞれの要件に該当する区分から基準点数を合算し、調整点数を加算して得た点数で入所の優先順位を決定します。その後、優先順位の高い世帯から順に、希望施設へ入園できるよう利用調整会議を行い、入園者を決定します。

父の基準点数＋母の基準点数＋調整点数＝利用調整点

※ 入所の優先順位に申請の順番は関係ありません。

※ 保育施設の空き状況により入所が決まらないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

2 保育入所の優先的考慮

入所を希望するお子様以外で、障がいのあるお子様（0～5 歳）を自宅保育する必要があるご家庭、生活保護世帯など、保育を優先的に必要とするご家庭の場合は、「利用調整表」により加点した上で利用調整会議を行います。ただし、入所を保障するものではありません。

3 保育料未納者

新たに入所を希望する方で、過去に入所されていたお子様の保育料が未納であったり、現在入所中のきょうだい等の保育料が未納であった場合、あきる野市で定める「利用調整表」より減点するため入所が不利になります。

4 市外に住民登録があり、あきる野市内の保育施設を利用したい場合

あきる野市外に住民登録がある方は、あきる野市民より優先順位が下がります。

ただし、保護者のいずれかが保育士、保育教諭、幼稚園教諭又は放課後児童支援員として市内の児童福祉施設等で就労している、又は就労する予定の方は、あきる野市民と同等の優先順位となります。

※ 入所月１日以前にあきる野市に転入される方は、あきる野市民と同様の優先順位になります。

5 新規申込みと転所申込み

新規申込者と転所申込者の利用調整点数が同点の場合、希望順位にかかわらず、新規申込者が優先されます。

※ 新規申込者より転所申込者の利用調整点数が高い場合は、転所申込者が優先されます。

利用調整基準表

基準点数表

保護者（父母）の状況					基準点数
区分	内訳				
労働	自営・内職以外	月２０日以上の就労		１日７時間以上の就労を常態とする場合	９０
				１日５時間以上７時間未満の就労を常態とする場合	８０
				１日４時間以上５時間未満の就労を常態とする場合	７０
		月１６日以上２０日未満の就労		１日７時間以上の就労を常態とする場合	８５
				１日５時間以上７時間未満の就労を常態とする場合	７５
				１日４時間以上５時間未満の就労を常態とする場合	６５
		月１２日以上１６日未満の就労		１日７時間以上の就労を常態とする場合	８０
				１日５時間以上７時間未満の就労を常態とする場合	７０
				１日４時間以上５時間未満の就労を常態とする場合	６０
	自営	中心者	月２０日以上の就労	１日７時間以上の就労を常態とする場合	９０
				１日５時間以上７時間未満の就労を常態とする場合	８０
				１日４時間以上５時間未満の就労を常態とする場合	７０
			月１６日以上２０日未満の就労	１日７時間以上の就労を常態とする場合	８５
				１日５時間以上７時間未満の就労を常態とする場合	７５
				１日４時間以上５時間未満の就労を常態とする場合	６５
			月１２日以上１６日未満の就労	１日７時間以上の就労を常態とする場合	８０
				１日５時間以上７時間未満の就労を常態とする場合	７０
				１日４時間以上５時間未満の就労を常態とする場合	６０
		協力者	月２０日以上の就労	１日７時間以上の就労を常態とする場合	７０
				１日５時間以上７時間未満の就労を常態とする場合	６７
				１日４時間以上５時間未満の就労を常態とする場合	６４
			月１６日以上２０日未満の就労	１日７時間以上の就労を常態とする場合	６７
				１日５時間以上７時間未満の就労を常態とする場合	６４
				１日４時間以上５時間未満の就労を常態とする場合	６１
			月１２日以上１６日未満の就労	１日７時間以上の就労を常態とする場合	６４
				１日５時間以上７時間未満の就労を常態とする場合	６１
				１日４時間以上５時間未満の就労を常態とする場合	５８
	内職	月２０日以上の就労		１日７時間以上の就労を常態とする場合	６５
				１日５時間以上７時間未満の就労を常態とする場合	６２
				１日４時間以上５時間未満の就労を常態とする場合	５９
		月１６日以上２０日未満の就労		１日７時間以上の就労を常態とする場合	６２
				１日５時間以上７時間未満の就労を常態とする場合	５９
				１日４時間以上５時間未満の就労を常態とする場合	５６
		月１２日以上１６日未満の就労		１日７時間以上の就労を常態とする場合	５９
				１日５時間以上７時間未満の就労を常態とする場合	５６
				１日４時間以上５時間未満の就労を常態とする場合	５３
	内定	就労予定日数及び時間を上記基準に当てはめ、基準点数をその－５点とする。ただし、最低基準点数は、５１点とする。			
妊娠又は出産	妊娠又は出産のため保育に当たれない場合（出産予定月の２月前の月の初日から出産した日を起算日として８週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間）				９０
疾病又は負傷	入院（おおむね１か月以上とし、入院予定を含む。）				９０
	居宅内治療	常時病床に就いている場合			９０
		精神性	精神障害者保健福祉手帳３級以上		９０
			上記以外の程度		８０
		一般治療	安静を要する場合		８０
			週３日程度の通院を要する場合		７０
障害	身体障害者手帳１・２級				９０
	精神障害者保健福祉手帳３級以上、愛の手帳１・２度				９０
	身体障害者手帳３・４級、愛の手帳３度				８０
	上記以外の場合				７０

介護又は看護	自宅介護	重度障害児等の全介護	９０
		常時観察と介護（食事・排せつ・入浴の介護）に当たっている場合（全介護を除く。）	８０
		上記以外の場合	７０
	施設等付添い	常時付添看（介）護に当たっている場合	９０
		入院又は週３日以上の通院等の付添い	８０
		上記以外の場合	７０
災害復旧	災害による家屋の損傷その他災害復旧のため、保育に当たることができない場合		９０
求職活動	求職活動をしている場合		５０
在学	就学している場合		６０
職業訓練	職業訓練を受けている場合		６０
育休延長許容	育児休業期間の延長が可能で、希望する保育所等の利用ができないときは、育児休業期間の延長が許容できる場合		３０
児童虐待	児童相談所等の機関から保育所等の利用が適当と認められ、児童虐待の防止等に関し、特別な支援を要する状態の場合		１１０
配偶者暴力	配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である場合		１１０
里親家庭	里親として児童の養育を受託している場合		１１０
ひとり親家庭	死亡・離婚・未婚・行方不明・拘禁による不存在の場合		１１０
その他	市長が特に必要と認める場合		１１０

利用調整表

内容	調整点数
障害児保育の必要がある世帯	＋２０
生活保護世帯	＋１０
保護者の双方が障害の場合	＋１０
現に兄弟姉妹が保育所等を利用している場合又は兄弟姉妹が同時に保育所等の利用を希望している場合	＋5
保護者のいずれかが保育士、保育教諭、幼稚園教諭又は放課後児童支援員として就労、又は就労する予定である場合（市内の児童福祉施設等で就労している、又は就労する予定である場合は、さらに５点をプラスする。）	＋５
市町村民税非課税世帯	＋５
就労実績日数が基準に満たない場合（月１２日以上１６日未満の就労の基準点数からマイナスする。ただし、マイナスした後の最低基準点数は、５０点とする。）	－１０
健康で不就労の６５歳未満の同居の親族等（祖父母を除く。）がいる場合	－１０
健康で不就労の６５歳未満の同居の祖父母がいる場合	－２０
３か月分以上６か月分未満の利用者負担額の滞納がある場合	－２０
６か月分以上１２か月分未満の利用者負担額の滞納がある場合	－３０
１２か月分以上の利用者負担額の滞納がある場合	－５０

備考

１　利用の調整の際には、保護者（父母）それぞれの基準点数を合算し、調整点数を加算して得た点数及び当該保護者が利用を希望する保育所等の希望順位（以下「点数等」という。）を考慮する。ただし、新たに保育所等の利用を希望している児童の保護者と転所を希望している児童の保護者が同じ点数である場合は、希望順位にかかわらず、新たに保育所等の利用を希望している児童の保護者を優先する。

２　点数等を考慮してもなお利用の調整の必要がある場合には、現に保育所等を利用している兄弟姉妹と同一の保育所等の利用を希望している、又は兄弟姉妹が同時に同一の保育所等の利用を希望している児童の保護者を優先する（当該保育所等と同じ保育所等の利用を希望している児童の保護者と利用の調整をする場合に限る。）。

３　調整点数は、公簿等又は申込者から提出される書類で事実が確認できる場合に適用する。ただし、育児休業期間の延長を許容することについて、保護者（父母）の同意書が提出された場合は、適用しない。



6 入所決定後

1 転所と転所取下げ

【転所】・・・・・・・・・・・・入所決定後、市内の保育施設に転所したい場合は、入所月を含め6か月在籍後、7か月目にあたる月から転所申込書の提出が可能です。毎月の新規申込者と同様に利用調整を行い、転所が決定するまで在園の保育施設を利用できます。

【転所取下げ】・・・・・・**転所決定後の取下げはできません。**転所の必要がなくなった場合は、入所希望月の申込締切日までに取下げ手続を行う必要があります。

2 上のお子様が入所中に妊娠・出産で仕事を辞める場合

上のお子様が入所中に妊娠・出産で仕事を辞める場合は、母子健康手帳（表紙と分娩予定日記載のページ）の写しを提出いただくことで、出産月を含む前後2か月、合計5か月は妊娠・出産要件で継続できます。

3 育児休業

【育児休業を取得した方】・・・・・・・育児休業期間が記載された就労証明書を提出してください。**上のお子様が「育休」要件で入所継続できる期間は、生まれたお子様が1歳になる年の年度末までです。**4月末までに職場復帰されない場合は、退所になります。

【父の育児休業について】・・・・・・・育児休業期間が記載された就労証明書を提出してください。父母が同時に育児休業を取得できる期間は、育児休業該当児が1歳になる年の年度末までとなります。

【育児休業復帰について】・・・・・・・入所月の翌月14日までに（育休は前日まで取得可）職場復帰されない場合は退所になります。入所月の翌月末日までに「育児休業終了（予定）証明書」を提出してください。
例）4月入所　→　5月13日までに育休終了
ただし、すでに入所されているお子様がいる場合は、保育時間を合わせるために入所月の前月20日までの提出をお願いします。

4 求職活動

お子様が在園中に仕事を辞める等で求職活動に変更した場合は、年度内3か月まで求職活動要件で継続が可能です。その後、要件が終了する月の20日までに「就労証明書」等をご提出ください。提出がない場合は、退所となります。

5 長期欠席

在園児が長期欠席（在園児を連れての里帰り出産・ご家庭の事情等）する場合、最長2か月間在籍することができます。原則3か月以上欠席する場合には、退所となりますが、やむを得ない状況が生じた場合は、保育課までご相談ください。入所待ちのお子様がいることを、ご理解いただきますようお願いいたします。

例）**～4/14登園 4/15～欠席** → **5/1～6/30 2か月間欠席** → **7/1までに登園できない場合は、退所となります。**

6　退所

入所中の保育施設に退所日を伝えていただき、保育課へ「退所届」を提出してください。月の途中であっても月の末日をもって退所となります。

※ 「退所届」の用紙は、あきる野市役所保育課の窓口でお渡ししています。

7　転出後も同じ保育施設を利用できる要件

転出後、在園していた保育施設を継続できる要件は、①～③のいずれかです。転出先の保育担当部署で手続を行ってください。（4・5歳児クラスは要件は必要ありません。）

① 保護者があきる野市内に在勤（週3日以上かつ1日4時間以上の勤務）又は在学しているとき。

② 保護者が合理的な経路により、あきる野市内を経由して通勤又は通学しているとき。（合理的な経路とは、保育施設に寄らずに、自宅から職場又は学校まで通う経路です。）

③ 転出先の保育施設に入所申込みをしたが、空きがなく入所できない場合。**ただし、入所できる期間は、入所申込みをした年度末までとなります。**

8　現況届（継続手続）

次年度も継続利用を希望する場合は、現況届と要件を確認する書類の提出が必要です。

11月頃に入所中の保育施設を通して、保護者に配布します。市外の保育施設に通っている方は、自宅に郵送いたします。ただし、保育料の滞納がある場合は、精算後に現況届をお渡しします。

9　小規模保育施設の連携施設

小規模保育施設は、0～2歳児クラスまでの保育施設です。小規模保育施設を卒園後も、引き続き保育が必要な場合は、連携施設又はそれ以外の保育施設への入所申込をしてください。

・ 連携施設を希望する場合⇒通っている小規模保育施設に申込書を提出してください。
保育施設で、連携施設のいずれかに入所できるよう利用調整します。
第一希望の施設に入所できるとは限りません。

・ 連携施設を希望しない場合⇒あきる野市保育課に申込書を締切日までに提出してください。
全ての保育施設が対象です。優先的な扱いはなく、新規の入所申込者と同様に保育課で利用調整します。

※ 併用して申込むことができないため、どちらかを提出してください。

小規模保育施設	連携施設
秋川文化保育園	・秋川文化幼稚園
たまがわベビーハウス	・多摩川幼稚園
よつぎっ子えん西	・よつぎ第一保育園　・よつぎ第二保育園　・東秋留保育園
よつぎっ子えん東	・よつぎ第一保育園　・よつぎ第二保育園　・東秋留保育園
家庭保育室ひまわり	・草花保育園　・秋川あすなろ保育園　・神明保育園

10　変更届

保育時間の変更（標準時間・短時間）、要件変更（求職活動・就労・育休など）、申請内容が変わった場合は、「教育・保育給付認定申請事項変更届」と変更内容が記載された添付書類の提出が必要です。内容によって支給認定が変更になる場合があります。

【提出書類】・・・変更届と変更内容が記載された添付書類

【提出期限】・・・毎月20日（休日に当たる場合は翌日以降の平日）

【変更日】・・・・・提出月の翌月1日～（月途中での変更はできません。）

7 利用者負担額（保育料・給食費）



1　保育料・給食費

0～2歳児クラス

- **保育料はかかりません。**（令和5年10月から第2子以降、令和7年9月から第1子が無償化されました。）
- **給食費についても、保育料に含まれるため無償化となります。**
- 延長保育料（区市町村民税非課税世帯の免除制度あり）や行事費など、各施設が定めて徴収している費用については無償化となりませんので、保護者の負担になります。

3～5歳児クラス

- **保育料はかかりません。**（令和元年10月から無償化されました。）
- **給食費（副食費）については無償化の対象外となりますが、下記の免除及びあきる野市民に対する補助制度による軽減措置があります。**
- 免除は、市民税所得割額57，700円未満世帯（ひとり親・障がい者がいる世帯については77，101円未満）もしくは保育所等に通う最年長のお子様から数えて3人目のお子様が対象となります。
- あきる野市の補助制度は、保育所等に通う最年長のお子様の給食費を1，800円、2人目のお子様の給食費を5，100円軽減します。対象の方は別途申請手続きが必要な場合があります。
  ※補助制度は、補助金額や対象が変更となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

2　市民税額の参照について

- 保育料については、該当する年度の市民税額（以下の算定根拠）を基に区分した階層に応じた利用者負担額を東京都が負担することにより、無償化しています。
- 延長保育料や副食費の免除対象者についても、以下の算定根拠により決定します。

令和9年度	算定根拠（市民税所得割課税額）
前期分　（4～8月分）	令和**8**年度（令和7年分）
後期分　（9～3月分）	令和**9**年度（令和8年分）

- 年度途中に市民税額の修正申告等をされた場合は、保育料の階層や免除の有無が変更となる可能性があるため、保育課にその旨をご連絡ください。
- ひとり親世帯の方で、婚姻していなくても同居人がいる場合（事実婚等）は生計を一とみなし、ひとり親世帯として扱いませんので、市民税所得割課税額を合算で算定します。
- 離婚調停中や協議中の場合、離婚が成立するまでは保護者双方の市民税を合算し算定します。
- 保護者双方の市民税が非課税の場合、同居又は同一敷地内で暮らしている祖父、祖母及び20歳以上の兄姉の市民税所得割課税額に基づき算定します。同居であるかなどの判断について、自宅調査や書類の提出が必要になる場合があります。

保　育　所　一　覧

	位置	保育所名	所在地	電話番号	定員	通常開所時間（標準時間） 延長保育時間	受入年齢
公立	N	屋　城　保　育　園	二宮東１－１２－９	０４２－５５８－１１０６	８０	月曜～土曜　7：30～18：30 延長　18：30～19：00	４月１日の年齢が３歳～
公立	J	神　明　保　育　園	瀬戸岡４４６	０４２－５５８－１１０７	７０	月曜～土曜　7：30～18：30 延長　18：30～19：00	４月１日の年齢が満１歳～
私立	M	東　秋　留　保　育　園	野辺１１０４	０４２－５５８－１１０４	１５０	月曜～土曜　7：00～18：00 延長　18：00～19：00	生後５７日目（産休明け）～
私立	G	西　秋　留　保　育　園	上代継３００	０４２－５５８－１１０５	１００	月曜～土曜　7：00～18：00 延長　18：00～19：00	
私立	K	草　花　保　育　園	草花３０５６	０４２－５５８－７８１１	１５０	月曜～土曜　7：00～18：00 延長　18：00～19：00	
私立	I	よつぎ第一保育園	雨間１０６７－６	０４２－５５８－７２２１	１５４	月曜～土曜　7：00～18：00 延長　18：00～19：00	
私立	H	よつぎ第二保育園	上代継２１８－１	０４２－５５９－０５１５	１６０	月曜～土曜　7：00～18：00 延長　18：00～19：00	
私立	L	秋川あすなろ保育園	原小宮二丁目６－６	０４２－５５８－８２９９	１４０	月曜～土曜　7：00～18：00 延長　18：00～19：00	

	位置	保育所名	所在地	電話番号	定員	通常開所時間（標準時間） 延長保育時間	受入年齢
私立	F	誠　和　保　育　園	山田８８０	０４２－５９６－３３０１	１３０	月曜～土曜　7：00～18：00 延長　18：00～19：00	生後５７日目（産休明け）～
私立	E	増　戸　保　育　園	横沢１３４	０４２－５９６－４６２７	１７０	月曜～土曜　7：15～18：15 延長　18：15～19：15	
私立	B	五　日　市　保　育　園	五日市３４５	０４２－５９６－０３３９	１０７	月曜～土曜　7：15～18：15 延長１歳から 18：15～19：15	
私立	D	光　明　第　六　保　育　園	留原５０	０４２－５９６－１３０３	５０	月曜～土曜　7：30～18：30 延長　18：30～19：00	
私立	O	あきる野こどもの家	秋川３－７－９	０４２－５５０－６２４５	１００	月曜～土曜　7：00～18：00 延長　18：00～19：00	
私立	P	あきる野こどもの家DUE（ドゥーエ） （あきる野こどもの家分園）	秋川３－７－１７			月曜～土曜　7：00～18：00 延長　18：00～19：00	

★標準時間は、各保育施設の通常開所時間です。
★短時間は、全園８：３０～１６：３０です。

※　令和８年１０月時点の情報ですので、変更となる場合があります。

【注意】屋城保育園は、令和９年４月から２歳児の受入れが停止となります。

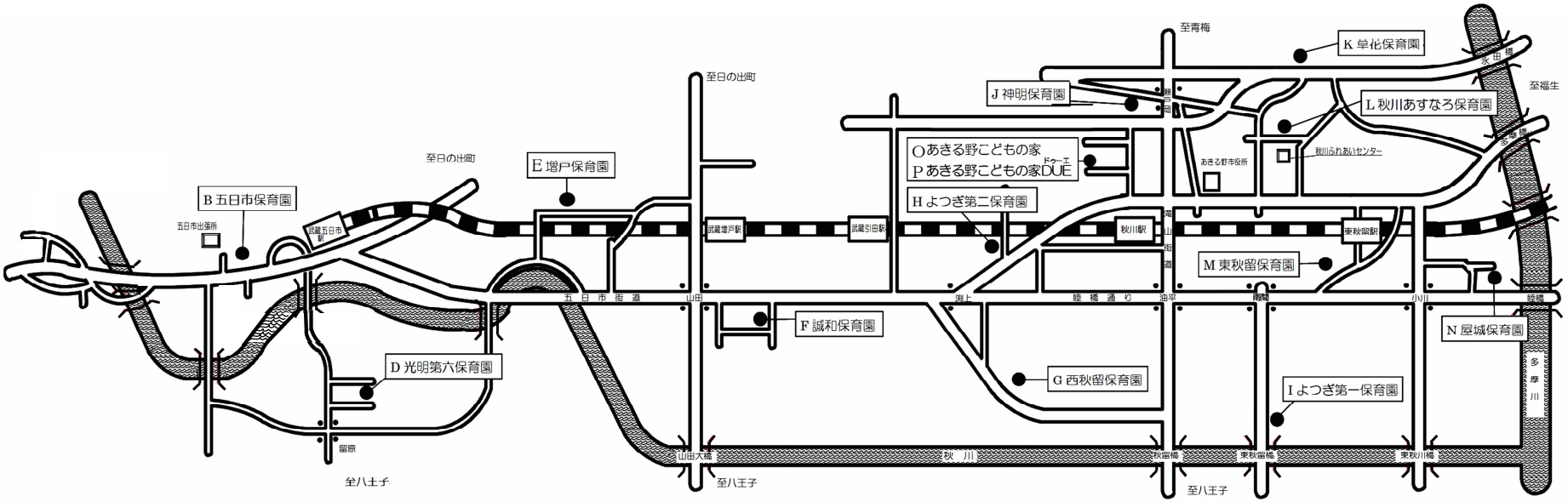

小規模保育施設一覧

【０～２歳児クラス施設】

	位置	施　設　名	所　在　地	電　話	開所曜日 短　時　間 延長保育時間	通常開所時間	定員	受入年齢
小規模保育施設	Q	秋川文化保育園	あきる野市引田３９９-５ （秋川文化幼稚園内）	０７０－２８０４－９３３５	月～金 短 時 間 延　長	８：３０～１６：３０ ８：３０～１６：３０ ８：００～８：３０ １６：３０～１７：００	１２人	４月１日の年齢が満１歳～ ２歳児クラスまで
	R	たまがわベビーハウス	あきる野市雨間４２９－８	０４２-５５８－０２１８ （多摩川幼稚園代表番号）	月～金 短 時 間 延　長	８：３０～１６：３０ ８：３０～１６：３０ なし	１２人	４月１日の年齢が満１歳～ ２歳児クラスまで
	S	よつぎっ子えん西	あきる野市秋川２－７－４ 丸昌ビル１階	０４２-５９５－５７０４	月～土 短 時 間 延　長	７：００～１８：００ ８：３０～１６：３０ １８：００～１９：００	１２人	生後５７日目～２歳児クラスまで
	T	よつぎっ子えん東	あきる野市野辺４６２－１７ 町田ビル１階	０４２-５３２－５４４２	月～土 短 時 間 延　長	７：００～１８：００ ８：３０～１６：３０ １８：００～１９：００	１８人	生後５７日目～２歳児クラスまで
	U	家庭保育室ひまわり	あきる野市草花６８６－５	０４２-５１８－７３２２	月～土 短 時 間 延　長	７：３０～１８：３０ ８：３０～１６：３０ なし	１０人	生後５７日目～２歳児クラスまで

※　令和８年１０月時点の情報ですので、変更となる場合があります。

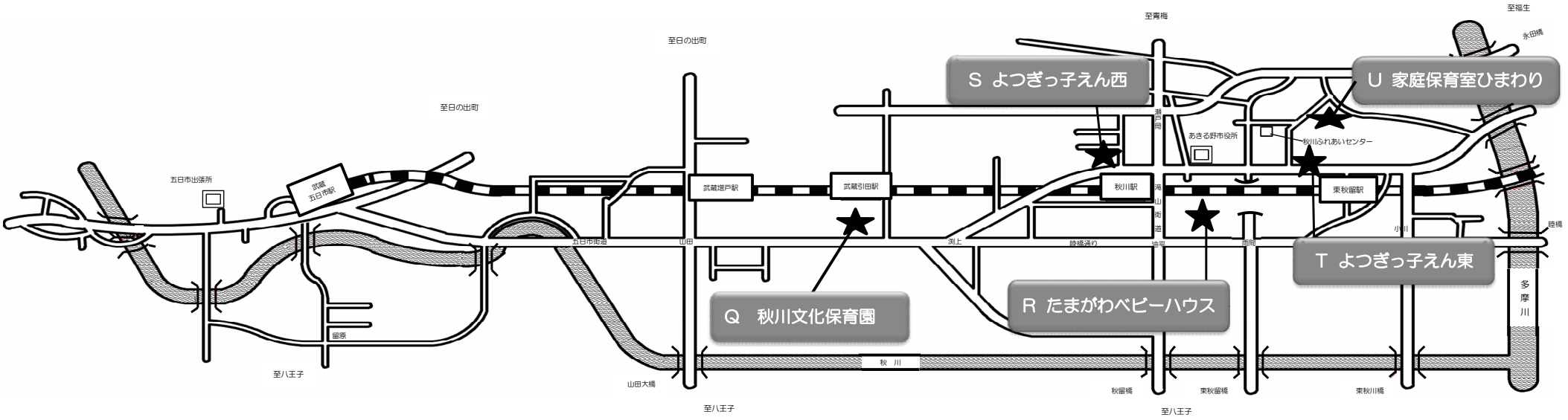

認定こども園（保育）施設一覧

	位置	施設名	所在地	電話	開所曜日 短時間 延長保育時間	通常開所時間	定員	受入年齢
認定こども園	V	ほうりんじ幼稚園	あきる野市小川東2－12－24	042－558－9067	月～金 短時間 延長	7:30～18:30 9:00～17:00 なし	20名	4月1日の年齢が満3歳～
	W	多摩川幼稚園	あきる野市雨間430	042－558－0218	月～土 短時間 延長	7:00～18:00 8:30～16:30 18:00～19:00	184名	生後57日目（産休明け）～
	X	すもも木幼稚園	あきる野市秋川6－17－10	042－558－8593	月～金 短時間 延長	7:30～18:30 8:30～16:30 なし	令和8年10月現在　休園中	
	Y	くさばな幼稚園	あきる野市草花3060	042－558－3018	月～金 短時間 延長	7:40～18:40 8:30～16:30 なし	10名	4月1日の年齢が満3歳～
	Z	わかばこどもえん五日市	あきる野市五日市98	042－596－3472	月～土 短時間 延長	7:00～18:00 8:30～16:30 18:00～19:00	90名	生後57日目（産休明け）～

※　上記は２・３号認定で通園される方の情報です。
※　令和８年１０月の情報ですので、変更となる場合があります。

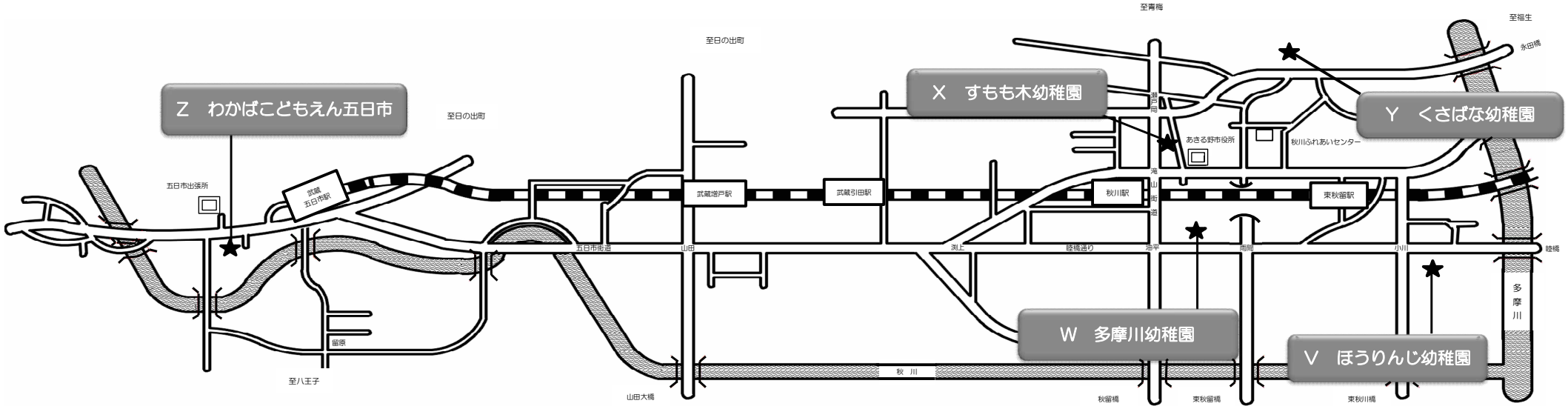

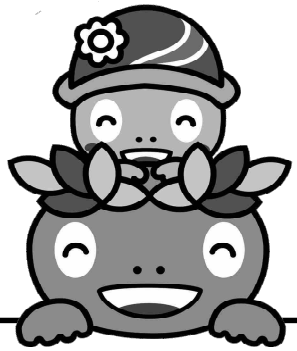

３．認定こども園（教育） ４．幼稚園

の入所を希望する場合

～ 対　象　施　設 ～

３．認定こども園 （5施設）

ほうりんじ幼稚園
多摩川幼稚園
くさばな幼稚園
すもも木幼稚園
わかばこどもえん五日市

４．幼稚園 （2施設）

秋川幼稚園（新制度幼稚園）
秋川文化幼稚園（未移行幼稚園）



1 保育施設の見学から入所までの流れ

見　学
園により開園時間等が異なるため
事前に園見学で確認してください。

↓

入所申込み
園に直接申込みしてください。

↓

面談
園と面談があります。

↓

入所決定
園から通知されます。

↓

預かり保育を**利用しない方**
（1号認定のみ）

↓

教育・保育給付認定申請
申請書は園に提出してください。

預かり保育を**利用する方**
（1号認定 ＋ 新2号・新3号認定）

↓

教育・保育給付認定申請
施設等利用給付認定申請
申請書はどちらも園に提出してください。

↓

認定決定
園を通して通知します。

↓

入所
１日より入所となります。

幼稚園や認定こども園（教育）に入所するには、保護者と施設で直接、入所手続をしてもらうよ。手続の詳細や提出期限などは、施設によって違うことがあるから直接聞いてみてね！





2 認定

1 認定区分について （1号・新1号認定）

「認定こども園（教育）」「新制度幼稚園」を利用するお子様については、**教育・保育給付認定を受けていただく必要があります。**「未移行幼稚園」を利用するお子様については**施設等利用給付認定を受けていただく必要があります。**これらの認定は**「保育を必要とする要件」は必要ありません。**

認定区分	教育 保育	対象年齢 令和9年4月1日現在の年齢	利用できる時間	利用できる 保育施設	申請窓口
1号認定	教育	満3－5歳	施設により異なる	認定こども園 新制度幼稚園	施設へ直接 お申込み
新1号認定	教育	満3－5歳	施設により異なる	未移行幼稚園	施設へ直接 お申込み

2 新2号・新3号認定

「認定こども園（教育）」「新制度幼稚園」「未移行幼稚園」を利用するお子様のうち、**預かり保育料の無償化を利用される方**は、新2号認定又は新3号認定を受けることができます。これには**「保育を必要とする要件」を証明し、施設等利用給付認定を受けていただく必要があります。**

認定区分	対象年齢 令和9年4月1日現在の年齢	利用できる時間	利用できる 保育施設	申請窓口
新2号認定	**3－5歳**	施設により異なる	認定こども園 新制度幼稚園 未移行幼稚園	施設へ直接 お申込み
新3号認定	満3歳 **※市民税非課税世帯のみ対象**	施設により異なる	認定こども園 新制度幼稚園 未移行幼稚園	施設へ直接 お申込み

教育・保育給付認定を取得することで、満３歳児以上のお子様の保育料が無償化されるよ。
給食費はかかるけど、施設によって金額が違うから、確認してみてね！
幼稚園に通う人で、認定こども園（教育）、新制度幼稚園に通う人は「**１号認定**」、未移行幼稚園（秋川文化幼稚園）に通う人は「**新１号認定**」を取得してもらうよ。
共働きなどの理由で、長時間預けたい人が「**新２号認定**」を取得するよ。





3 預かり保育

1号認定又は新1号認定で定められている利用時間外でお子様を預けたい場合は、預かり保育を利用することができます。

このうち、「保育を必要とする要件」を証明された方は、**新2号・新3号認定**を受けることで、預かり保育の利用料の給付を受けることができます。支給限度額は**1日490円×利用日数**です。

なお、預かり保育が利用できる時間は各園で定められており、利用方法や料金等は各保育施設へ直接お問い合わせください。



4 給食費の免除及び軽減

給食費（副食費）の免除は、市民税所得割額77，101円未満世帯又は小学校3年生までの最年長のお子様から数えて3人目のお子様が対象となります。

また、保育所等に通う最年長のお子様の給食費を1，800円軽減、2人目のお子様の給食費を5，100円軽減します。対象の方には、翌年1月下旬頃に別途申請手続をしていただきます。

※金額や対象については、変更となる場合があります。

なお、給食費の金額は、保育施設によって異なるため、直接お問い合わせください。



5 入所の申込み（手続編）

1 対象者

あきる野市に住民登録がある方又はあきる野市に転入予定の方は、お申込みすることができます。
転入予定の方は入所月の前月末までにあきる野市で転入手続を行ってください。
※ 入所は毎月1日です。月途中からの入所はできません。

2 提出書類

- 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書
- 施設等利用給付認定（変更）申請書 ※ 新2号・新3号認定を受ける方のみ

3 申込書の配付場所

お申込みされる施設で配付しております。
※ あきる野市役所保育課の窓口でも配付しております。

4 申込書の提出場所

お申込みされる施設へ直接提出してください。

5 申込書の提出期限

お申込みされる施設へ直接確認してください。

認定こども園（教育）施設一覧

	位置	施　設　名	所　在　地	電　　話	開所曜日	通常開所時間 延長保育時間	受入年齢
認定こども園	V	ほうりんじ幼稚園	あきる野市小川東2－12－24	042－558－9067	月 火 木 金	9:00～14:00	年齢が満3歳～
					水	9:00～11:30	
					延　長	7:30～9:00　保育終了～18:30	
	W	多摩川幼稚園	あきる野市雨間430	042－558－0218	月 火 木 金	9:00～14:00	年齢が満3歳～
					水	9:00～13:00	
					延　長	7:00～8:30　保育終了～19:00	
	X	すもも木幼稚園	あきる野市秋川6－17－10	042－558－8593	月 ～ 金	9:00～14:00	令和8年10月現在　休園中
					第2.4.5水	9:00～11:30	
					延　長	7:30～8:30　保育終了～18:30	
	Y	くさばな幼稚園	あきる野市草花3060	042－558－3018	月 火 木 金	9:00～14:00	年齢が満3歳～
					水	9:00～12:30	
					延　長	7:40～8:40　保育終了～18:00	
	Z	わかばこどもえん五日市	あきる野市五日市98	042－596－3472	月 ～ 金	9:00～13:30	年齢が満3歳～
					延　長	7:00～8:59　保育終了～19:00	

※　上記は１号認定で通園される方の情報です。
※　長期休暇中の預かり保育については直接施設に確認してください。
※　令和８年１０月時点の情報ですので、変更となる場合があります。

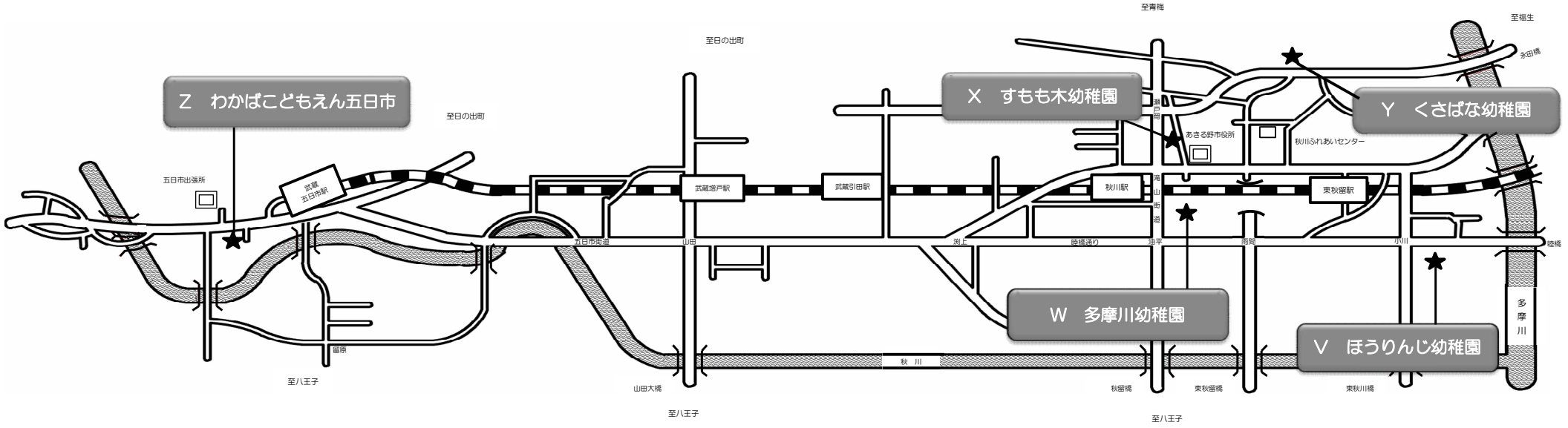

幼稚園一覧

	施　設　名	所　在　地	電　　話	開所曜日	通常開所時間	定員	受入年齢
				預かり保育や延長保育等			
未移行	秋川文化幼稚園	あきる野市引田３８８	０４２－５５８－５７７３	月火木金	８：４５～１４：００	２６０人	年少（３歳児）クラス～ ※満３歳児クラスもありますが詳細は園へお問合せください。
				水	８：４５～１２：００		
				早朝	８：００～保育開始まで		
				長期休暇中	８：００～１８：００		
				延　長	保育終了～１８：００		
新制度	秋川幼稚園	あきる野市山田９５１	０４２-５９６－０６３０	月～金	８：４５～１４：００	４５人	
				早朝	７：３０～８：４５		
				延　長	１４：００～１７：３０		
				特別延長	１７：３０～		

※　保育時間や延長保育の時間、料金等の詳細は、園へ直接お問い合わせください。
※　令和８年１０月の情報ですので、変更となる場合があります。

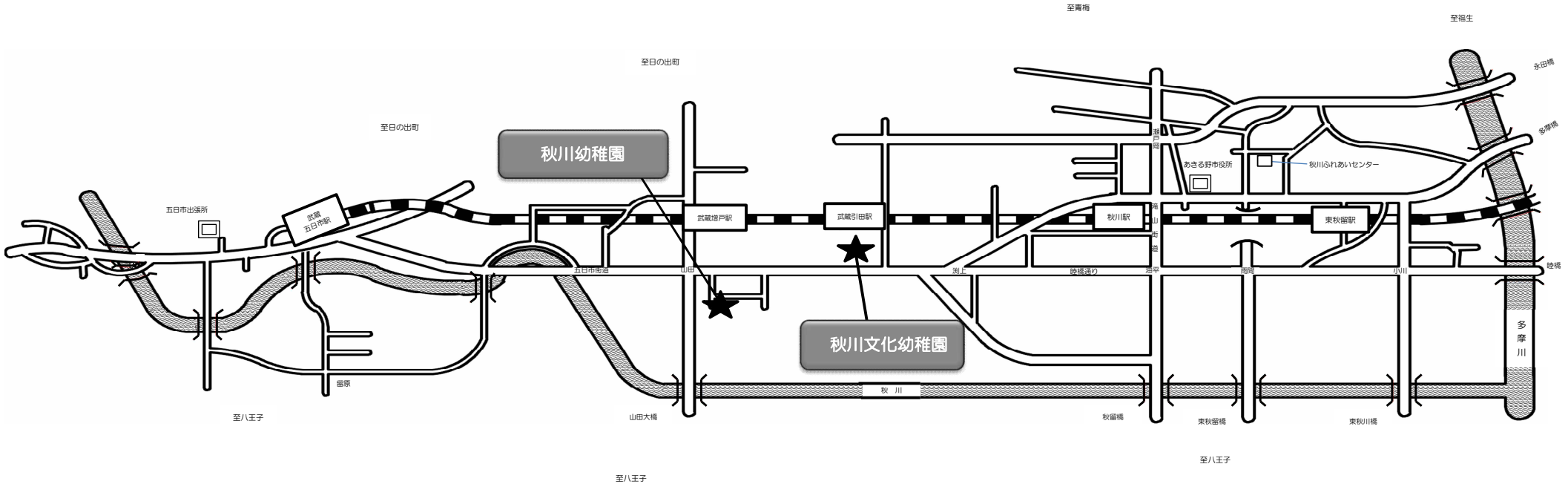

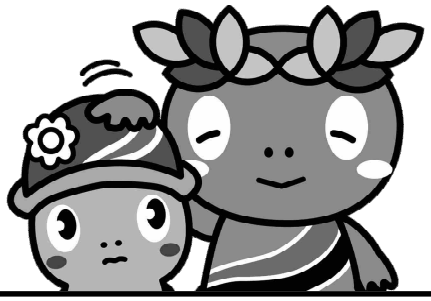

その他利用できるサービス

～ 対　象　サ　ー　ビ　ス ～

1. 認可外保育施設

2. こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

3. 乳幼児一時預かり

4. 休日保育

5. 子どもショートステイ

6. ファミリー・サポート・センター

7. 病児・病後児保育室

その他利用できるサービス



1 認可外保育施設

市内には、保育所、小規模保育施設及び認定こども園以外に、**認可外保育施設**があります。各施設によって特徴があり、手続の流れも異なりますので、**入園等に関する事は、直接施設にお問い合わせください。**

【 認証保育所 】

多様なニーズに柔軟に対応するため、東京都が独自の基準を設けて認証した保育施設です。

施設名	所在地	電話	開所時間	対象クラス
ウッディキッズ	秋川6－18－8	042-550-0330	7:00～20:00	0～5歳児
みどりの園	秋留2－8－15	042-550-9570	7:00～21:00	0～5歳児

【 企業主導型保育施設 】

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設です。
地域枠を設置しており、地域の児童も入所することができます。

施設名	所在地	電話	開所時間	対象クラス
キッズガーデン あきるの	牛沼 171-1	042-533-3927	7:30～18:30 【延長保育】 18:30～19:30	0～5歳児

【 幼児園 】

幼児期の子どもに対して集団生活の中で教育を行う幼稚園類似の幼児施設です。

施設名	所在地	電話	開所時間	対象クラス
ころりん村幼児園	菅生 1250	042-559-4522	（月.火.木.金） 9:30～14:30 （水） 9:30～11:30 【延長保育】 8:00～9:30 （月.火.木.金） 14:45～17:00 （水） 11:45～17:00	満3～5歳児

【 その他 】

月極や月2回定期等多様な保育形態のある認可外保育施設です。

施設名	所在地	電話	開所時間	対象クラス
オリーブ モンテッソーリ こどもの家	瀬戸岡 315-3	090-6949-9727	9:00～16:30 【延長保育】 7:00～9:00 16:30～18:00	1歳半～5歳児

2 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

保護者の就労等の有無にかかわらず、月一定時間の利用可能枠の中で、定期的に保育所、幼稚園等を利用できます。保育所、幼稚園等に通っていない生後6か月から満3歳未満の乳幼児が対象です。なお、市民が市内の施設を利用する場合に限り、原則生後57日目の0歳児から2歳児（3歳の誕生日を迎えた年度末）まで対象となります。利用前に、居住する区市町村へ乳児等支援給付認定申請をしてください。

【申請窓口】・・・あきる野市ホームページ「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について」内の認定申請フォーム
【実施施設】・・・あきる野市内の一部の認可保育所・小規模保育施設・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設・認証保育所
【費　　用】・・・日額2，400円以内で実施施設が定める額（市の補助により無償化）
市外の実施施設利用の場合、料金支払後に日額2，400円までを償還払いの場合あり。市外居住者の場合、1時間当たり300円以内で実施施設が定める額。

3 乳幼児一時預かり

市内に住所があり、認可保育所、小規模保育施設又は認定こども園に入所していない児童で、保護者の疾病、出産及び親族の看護、リフレッシュ等の要件の場合、利用することができます。ただし、就労の要件ではご利用できません。初めてのご利用の場合、利用前に面談が必要になりますので、お早めに保育課へご相談ください。

【申請窓口】・・・保育課　（ 042－558－1111　内線：2651 ）
【実施施設】・・・あきる野市内の認可保育所（公立を除く）・認証保育所・認定こども園（幼稚園型を除く）
【費　　用】・・・0歳児　4時間以内2，000円、4時間超3，000円
1歳児以上　4時間以内1，500円、4時間超2，500円

4 休日保育

市内に住所があり、市内の認可保育所、小規模保育事業施設又は認定こども園（いずれも土曜日開所している施設に限る）に在園しているお子様で、保護者の就労等により日曜・祝日における家庭での保育ができない場合、預けることができます。利用希望日の属する月の前月15日までに申請してください。

【申請窓口】・・・保育課　（ 042－558－1111　内線：2651 ）
【実施施設】・・・西秋留保育園
【そ　の　他】・・・給食がないため、お弁当、ミルクなどをご用意ください。

５ 子どもショートステイ

市内に住所がある小学6年生までのお子様が対象です。（保育施設、認証保育所、幼稚園への入所の有無は問いません。）保護者の出張、疾病、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等の理由により、家庭での養育が一時的に困難な場合、休日・宿泊を含め7日以内で預けることができます。事前にご相談ください。

【申請窓口】・・・こども家庭センター　子育て支援事業係　（　042－550－3361　）
【実施施設】・・・社会福祉法人　東京恵明学園　（青梅市友田町）
　　市内協力家庭
【費　　用】・・・児童一人当たり

11時間未満	3，000円
11時間以上	4，000円

６ ファミリー・サポート・センター

育児の援助をしたい方（提供会員）と、育児を援助してほしい方（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての相互援助活動をする会員組織です。

援助の対象は、市内にお住まいの生後57日から小学校6年生までのお子様で、保護者の会員登録が必要です。有償ボランティア活動となりますので、依頼会員は提供会員に謝礼金をお支払いいただきます。

【登録窓口】・・・あきる野市ファミリー・サポート・センター　（　042－550－3855　）
【援助内容】・・・保護者の就労等の際に、保育施設の登園前後の預かりや送迎を支援します。
【謝礼金】・・・・・1時間当たり700円～900円です。

７ 病児・病後児保育室

病気中や病気の回復期にあって、保護者が就労等により家庭で保育を行うことが困難な生後6か月から小学校3年生までのお子様をお預かりします。公立阿伎留医療センターの看護師及び保育士が常駐し、医師が巡回します。事前に登録が必要で、予約制です。

【申請窓口】・・・秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」（　042－518－7078　）
【実施施設】・・・秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」（公立阿伎留医療センター敷地内北側）
【費　　用】・・・1日2，000円

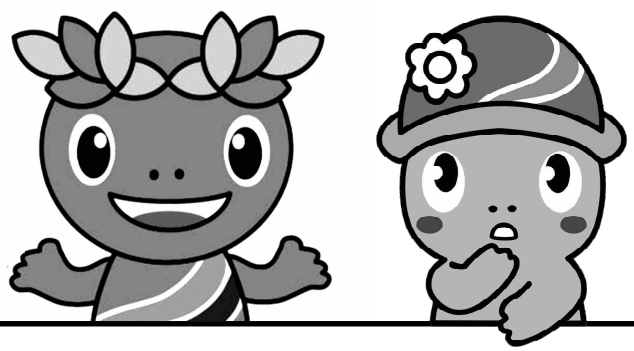

よくある質問 （ Ｑ ＆ Ａ ）

1. 教育 ・ 保育給付認定証（ 教育・保育給付認定通知書 ）とはなんですか。

2. 施設等利用給付認定とはなんですか。

3. 祖父母やおじ、おばと同居しています。 保育を必要とする要件が必要ですか。

4. 配偶者と別居している場合の取扱いについてはどのようになりますか。

5. 希望施設はいくつ書かなければいけないですか。

6. 希望施設の順位によって点数は変わりますか。

7. 空きがない施設に申し込むことは可能ですか。

8. 兄弟姉妹が同時に申込みする場合、書類は児童数分必要ですか。

9. 生後何か月から申し込みできますか。

10. ４月入所の受付期間後に生まれる子について、４月入所の申込みは可能ですか。

11. 布おむつを使用している保育施設はありますか。

Q1	**教育 ・ 保育給付認定証 （ 教育・保育給付認定通知書 ） とはなんですか。**
A1	保育を必要としていることを証明するもので、保育施設への入所の可否とは別に発行されます。平成27年度より開始された「子ども・子育て支援新制度」において、保育施設の利用を希望する場合に、保育の必要性の有無やその期間について市から認定を受けることが必要になりました。

Q2	**施設等利用給付認定とはなんですか。**
A2	幼稚園及び認定こども園（教育）の預かり保育事業、認可外保育施設等を利用する方が無償化の対象となるために必要となる給付認定のことです。 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、保育料とともに、幼稚園、認定こども園の預かり保育や認可外保育施設等の利用費なども無償化の対象となりました。

Q3	**祖父母やおじ、おばと同居しています。 保育を必要とする要件が必要ですか。**
A3	65歳未満であれば必要です。住民票では別世帯になっていたとしても、同居している場合は全員分の要件書類を提出する必要があります。ただし、完全二世帯住宅（玄関や水道メーター等が全て別々になっている。）や同じ敷地内に別々に家がある場合は別居とみなしますので、証明できる書類（検針票の写し等）をご提出ください。なお、住民票の異動がないまま別居となっているご家族がいる場合も、同様に書類の提出が必要です。

Q4	**配偶者と別居している場合の取扱いについてはどのようになりますか。**
A4	別居中であっても、離婚が成立していない場合は配偶者の各種書類の提出が必要になります。離婚調停中の場合は、そのことが証明できる書類を提出していただくことで、保育を必要とする要件の証明書類に代えることができます。なお、その場合でも、市民税額は参照します。 また、離婚が成立していても、元配偶者と同居をしている場合は各種書類の提出が必要になります。 DV 被害等により配偶者と連絡が取れない場合は別途保育課までご相談ください。

Q5	**希望施設はいくつ書かなければいけないですか。**
A5	希望施設数によって点数は変わらないため、いくつ書かなければならないという条件はありませんが、希望する施設が少ないほど、結果的にどこの施設にも入所できなくなる可能性が高くなります。職場や家庭の都合等により保育施設の利用を強く希望する場合は、通える範囲でできるだけ多く記入してください。たとえ空きがあっても、希望施設に記入していない施設へ入所を決定することはありません。 なお、第1希望の施設に入所ができない場合のみ第2希望（以下同様）の施設への利用調整を行いますので、第2希望等を記入したことによって第1希望の施設に入所しづらくなることはありません。

Q6	**希望施設の順位によって点数は変わりますか。**
A6	変わりません。希望施設の順位による加点はありません。 【 例 】点数の高い世帯の第16希望と、点数の低い世帯の第1希望の場合、点数の高い世帯が入所決定します。ただし、これは点数の高い世帯が第15希望までの施設に入所できなかった場合となります。

Q7	**空きがない施設に申し込むことは可能ですか。**
A7	可能です。申込時は受入可能数に空きがなくても、退所や転所により空きが生じる場合がありますので、入所したい順に希望施設をご記入ください。

Q8	**兄弟姉妹が同時に申込みする場合、書類は児童数分必要ですか。**
A8	申込書、児童状況調査書及び食物アレルギー調査書は児童数分必要ですが、就労証明書等の要件書類は2人目以降の分は写しを提出していただいて構いません。

Q9	**生後何か月から申し込みできますか。**
A9	生まれた日を生後0日とカウントし、生後57日目を迎えた月の翌月 1 日入所からお申込みできます。申込み前に事前に施設へ相談することをおすすめします。

Q10	**4月入所の受付期間後に生まれる子について、4月入所の申込みは可能ですか。**
A10	申込み可能です。 4月入所は申込みの時期が通常と異なるため、出産前でもお申し込みいただけますが、4月1日時点で生後57日目以上になる見込のお子様が対象です。申込みの際には母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日記載のページ）を添付してください。 出産後には生まれたお子様の氏名や生年月日等、申込書に加筆が必要となるため、出生届の手続時に必ず保育課へお越しください。

Q11	**布おむつを使用している保育施設はありますか。**
A11	西秋留保育園と秋川あすなろ保育園が布おむつを使用しています。希望により、布おむつか紙おむつの選択が可能です。布おむつは、ご用意や洗濯を各ご家庭で行っていただきます。紙おむつは、園指定の業者に利用料をお支払いいただきます。 また、あきる野こどもの家では、布おむつをリースしています。こちらも希望により、布おむつか紙おむつの選択が可能です。布おむつは、ご用意や洗濯の必要はありませんが、リースのため別途リース代をお支払いただきます。 料金等詳細やおむつのサブスク（使い放題サービス）については、各保育施設へお問い合わせください。

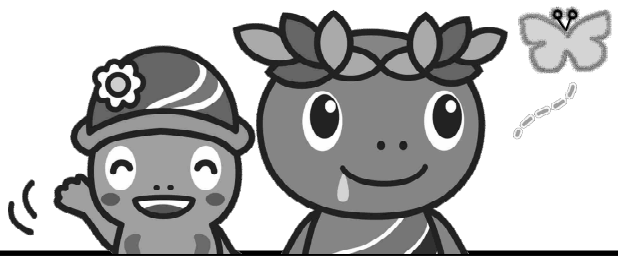

その他　資料

1．あきる野市保育の利用に関する規則の運用基準
※P12～P13の利用調整基準表の内容を考慮してもなお利用の調整が必要な場合の運用ルールです。

2．あきる野市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する規則の運用基準
※育児休業から職場復帰される場合の運用ルールです。

3．マイナンバー制度における個人番号の記入と本人確認について

あきる野市保育の利用に関する規則の運用基準

あきる野市保育の利用に関する規則（平成２６年あきる野市規則第２２号。以下「規則」という。）第４条に規定する利用の調整、第７条に規定する利用の解除、第９条に規定する管外受託については、以下のとおり運用するものとする。

１　利用の調整（規則第４条関係）

規則別表の内容を考慮した後、なお利用の調整の必要がある場合には、次に掲げる状況により、その順番に判定する。

（１）　市外の保育所等からの転所については、当該保育所等を引き続き利用できない場合を考慮する必要があるため、市内の保育所等からの転所よりも、市外の保育所等からの転所を優先する。

（２）　次のアからカまでの状況を総合的に判断し、優先度の高い児童を決定する。

ア　就労日数及び就労時間

イ　通勤時間の長さ

ウ　育休からの職場復帰時期

エ　同居の家族（父母を除く。）の状況

オ　祖父母の状況（居住地、健康状態、就労の有無等）

カ　その他保育の必要性に係る事項

２　利用の解除（規則第７条関係）

所長が保育所の利用を解除する必要があると認めるときは、次のとおりとする。ただし、当該利用調整の結果の公平性に影響が及ばないと認められるときは、この限りでない。

（１）　保育の利用を開始する日の保育の必要性の事由が、保育の利用の申し込みの内容と異なるとき

（２）　保育の利用を開始する日の規則第４条第２項に定める利用調整基準及び利用の調整に関し必要な事項が、保育の利用の申し込みの内容と異なるとき

（３）　前各号のほか、所長が保育所の利用を解除する必要があると認めるとき

３　管外受託（規則第９条関係）

（１）　管外協議があった場合において、次に掲げるときは、管内の保育所等の利用を認めるものとする。

ア　保護者が、市内に在勤している、又は在学しているとき。

イ　保護者が、合理的な経路により、市内を経由して通勤している、又は通学しているとき。

ウ　里帰り出産のため、妊娠、出産を要件とし、市内の祖父母宅等に一時的に滞在するとき。

エ　アからウまでの規定にかかわらず、児童が、4歳児クラス又は5歳児クラスであるとき。

（2）　利用の調整に当たっては、市民が利用する保育所等を決定した後、利用定員にまだ充分な余裕があるときに管外協議による利用を決定するものとする。ただし、保護者のいずれかが保育士、保育教諭、幼稚園教諭又は放課後児童支援員として、市内の児童福祉施設等で就労している、又は就労する予定である場合は、市民と同様とする。

（3）　里帰り出産における滞在先の祖父母等については、規則別表に定める利用調整基準の調整点数において、同居とみなさないものとし、健康で不就労の６５歳未満の同居の祖父母等がいる場合の減算はしないものとする。

（4）　4歳児及び5歳児については、市内に在勤している、又は在学している者を優先する。

（5）　市内の保育所等を利用している児童の保護者が、市外への転出をした後も、引き続き保育所等の利用を希望するときは、当該年度内に限り、管外協議により、（1）の要件にかかわらず、保育所等の利用を認めるものとする。

あきる野市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定

及び施設等利用給付認定に関する規則の運用基準

あきる野市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する規則（平成２６年あきる野市規則第２１号。以下「規則」という。）第５条に規定する保育の必要量の認定ついては、以下の通り運用するものとする。

１　職場復帰するため、育休取得中に利用の決定をした場合

（１）　規則第５条別表の労働を事由とする保護者について、入所日の翌月の１４日を育休から職場復帰する期限とする。職場への復帰を確認するため、保護者は、その月の末日までに、育児休業終了（予定）証明書を市に提出するものとする。

（２）　規則第５条別表の育児休業を事由とする保護者について、同規則第９条第２項に定める期間が終了した場合は、事由を労働に変更し、（１）の規定を適用できるものとする。

マイナンバー制度における個人番号の記入と本人確認について

平成28年1月1日から申請等で、マイナンバーの利用が開始されました。
保育課では、「教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」等において、児童や保護者、及び同居する全ての方の個人番号を記入していただくことになります。
また、「なりすまし」防止のため、マイナンバー（個人番号）を提供した方が、本人であるかの確認をさせていただきますので、保護者の方は、申込書と下記の確認できるものを一緒に窓口にお持ちください。

【確認方法】 ※申請書を持ってきた保護者の方のみ確認します。

①個人番号確認・・・提供した個人番号が、その個人の番号であることを確認させていただきます。
②身元確認・・・・・・・提供した方が、その本人であることを確認せていただきます。

個人番号カード	①個人番号の確認	②身元の確認
持っている場合 ⇩ 1枚で確認できます。	個人番号カード【うら面】  	個人番号カード【おもて面】 
持っていない場合 ⇩ 顔写真付きは、2点 顔写真なしは、3点 で確認します。	・個人番号が確認できる、通知カード、住民票など1点。  	・顔写真付き ：運転免許書、パスポートなどいずれか1点。 ・顔写真なし ：保険証や年金手帳、児童扶養手当など2点。 

【保護者以外の方が提出される場合】

保護者以外の方が申請書等を提出に来られる場合は、書類を受け取るだけとさせていただきます。そのため、その方による訂正、追加、書類不足の対応は受付できませんので記入漏れ、不足書類等がないよう、ご確認のうえ提出してください。

